

平成23年6月1日  
財団法人 海難審判協会

(財) 海難審判協会専務理事選考経過・任命理由

本法人の使命は、海難審判及び海難審判事件に関する調査、研究を行い、海難防止施策に寄与するとともに、海難審判関係人の権利を擁護することにより、海難審判の適正な運用に資し、もって海事の発展に貢献することにある。

そうした組織にあつて、本ポストにはその役割として、前記の業務全般について理事長を強力に補佐し、組織を管理するとともに業務の円滑かつ着実な運営及び業務改革を実施できることが求められている。

専務理事の選考に当たっては、評議員会において大原喜美雄氏を理事に選任し、その後、理事の互選により専務理事に選任されたところである。

任命理由は、国土交通省外局の旧海難審判庁及び運輸安全委員会の役職を歴任するなど本法人が必要とする組織の管理、運営を行ってきた経験と本法人の業務全般に精通していることが認められることから、理事会及び評議員会において同人が本ポストに相応しいと判断され、本法人の専務理事として期待できるものと評価されたことによるものである。

平成23年10月26日  
財団法人 海難審判協会

(財) 海難審判協会理事長選考経過・任命理由

本法人の使命は、海難審判及び海難審判事件に関する調査、研究を行い、海難防止施策に寄与するとともに、海難審判関係人の権利を擁護することにより、海難審判の適正な運用に資し、もって海事の発展に貢献することにある。

そうした組織にあつて、本ポストにはその役割として、法人の重要な運営方針の立案に参画するとともに、法人を代表し、法人全体の業務の適正な遂行に向けて高度な見識と知見を踏まえて、理事や職員に対し、的確な指導を行うとともに、国等との対外調整を行うことが求められる。

本件理事長の選考に当たっては、評議員会において上野延之氏を理事に選任し、その後、理事の互選により理事長に選任されたところである。

その任命理由は、国土交通省外局の旧海難審判庁の役職を歴任するなど本法人が必要とする組織の管理、運営を行ってきた経験と業務全般に精通していることが認められること、かつ、本法人の運営改革に明確な目的意識と情熱を併せ持つなど、理事会及び評議員会において同人が本ポストに相応しいと判断され、本法人の理事長として適任であると認められることによるものである。